

～小規模企業共済制度・経営セーフティ共済制度のオンライン手続きスタート～ 「オンライン手続きポータル」を公開しました

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：豊永厚志 本部：東京都港区）は、2023年9月1日より、小規模企業共済制度および経営セーフティ共済制度（中小企業倒産防止共済制度）の一部手続きに対応した「オンライン手続きポータル」を公開いたします。

「オンライン手続きポータル」にて可能となる手続きにつきましては、別紙をご参照ください。

■「オンライン手続きポータル」について

小規模企業共済制度および経営セーフティ共済制度にて、契約申込等のお手続きを行う際、書類を手書きし、中小機構の委託業務を行う中小企業団体・金融機関等（以下、委託機関）の窓口にてお手続きを行っていただく必要がありましたが、特にご要望の多い一部の手続きについて、お客様ご自身でオンライン上にて手続き・書類の作成が可能となります。なお、全面的なオンラインでのサービスのご提供は2025年内の開始を予定しております。

・小規模企業共済オンライン手続きポータル



https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RG00226000

・ 経営セーフティ共済オンライン手続きポータル



https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RG00226001

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的發展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

共済事業推進部 共済事業企画課（担当者：小林・鶴生川）

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

電話：03-5470-1690（ダイヤルイン）

※一般的な制度に関するお問い合わせや手続きポータルの操作方法などについては、共済相談室（050-5541-7171）へお電話願います。

「オンライン手続きポータル」にて可能となる手続き

2023年9月1日より「オンライン手続きポータル」にて可能となった小規模企業共済制度および経営セーフティ共済制度（中小企業倒産防止共済制度）の手続きは以下の通りです。

【小規模企業共済制度】

| オンラインでの申請を開始する手続き |
|----------------------------------|
| ● 契約申込 ※1 |
| ● 掛金払込証明書の電子交付（2023年9月受付開始予定） ※2 |
| ● 掛金月額を増額 ※3 |
| ● 掛金月額の減額 |
| ● 月払い・半年払い・年払いへの変更 |
| ● 掛金の一括納付 |
| ● 氏名・自宅住所・電話番号等の変更 |
| ● 会社名・事業所や会社等の住所・電話番号の変更 |
| ● 掛金振替口座の変更 |

※1 共同経営者の方の契約申込は、これまでどおり委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

※2 掛金払込証明書の電子交付を希望される方向けの新しいサービスとして、2023年9月からの受付開始を予定しています。

※3 申込時に現金納付を希望される場合はこれまでどおり委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

【経営セーフティ共済制度】

オンラインで様式の作成が可能となる手続き

●契約申込 ※1

※1 契約申込書等の申込書類をオンライン上で作成することが可能になりました。申込書類を申込者ご自身で印刷し、代理店又は委託団体へ提出いただくこととなります。

オンライン受付を開始する手続き

●掛金の口座変更 ※2

●法人の登記上住所地の変更・法人の代表者氏名の変更

●事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更

●掛金月額の増額

●掛金月額の減額 ※3

●掛金の掛止め届出

●掛金の納付再開届出

●掛金の前納

※2 共済契約者が個人事業主かつ、契約申込を行った委託機関（登録取扱機関）が金融機関（代理店）ではなく、中小企業団体等（委託団体）の場合のみ、掛金の振替預金口座の変更をオンラインで行うことができます。共済契約者が法人の場合は、オンラインで申請することができませんので、従来の複写式の様式にて取扱店窓口でのお取扱いとなります。

※3 掛金月額を減額する場合は、事業規模の縮小や、経営の著しい悪化、疾病又は負傷などについて、書面による証明が必要であり、オンライン申請の際に、書類を添付していただくこととなります。

以上